

景観法に基づく届出・認定のフローチャート

窓口相談

- ① 景観地区内
- ② 景観形成地区内
- ③ 大規模建築物等のうち、次に該当するもの
 - ・ 都心・拠点ゾーン内
 - ・ 湘南海岸なぎさベルト内
 - ・ 高さ45mを超えるもの
 - ・ 延床面積10,000㎡を超えるもの
- ④ 大規模建築物等のうち、次に該当するもの
 - ・ 旧東海道藤沢宿街なみ継承地区内
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

左記以外で、景観法の届出対象となるもの

※原則①～④に該当する一戸建ての住宅は、江の島景観地区を除き事前協議不要とします。

景観法に関する事前協議

①、④の場合

都市景観審議会

不定期開催
(年3回程度)

※申込み締切日、開催日につきましては窓口にご相談ください

②、③、⑤の場合

都市景観アドバイザー事前協議

	申込み締切日	開催日
第1回	2026年 4月21日(火)	2026年 5月13日(水)
第2回	2026年 6月22日(月)	2026年 7月 8日(水)
第3回	2026年 8月24日(月)	2026年 9月 9日(水)
第4回	2026年10月23日(金)	2026年11月11日(水)
第5回	2026年12月23日(水)	2027年1月20日(水)
第6回	2027年 2月19日(金)	2027年3月10日(水)

協議結果の通知

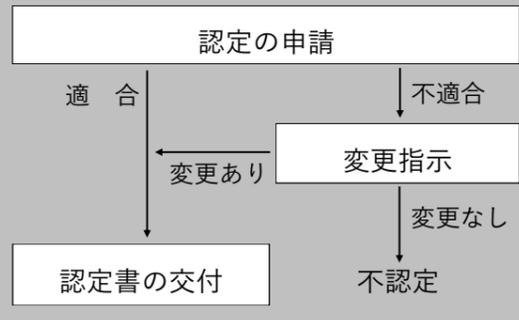
回答書の提出

再協議が必要な場合

再協議が必要な場合

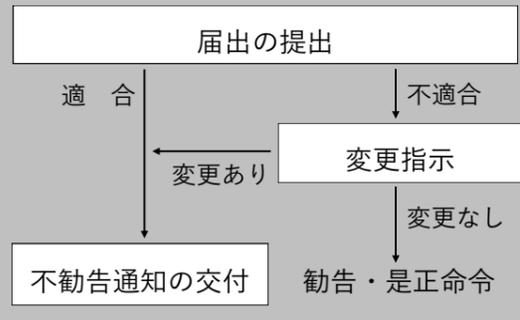
景観法第63条に基づく認定

①の場合



景観法第16条に基づく届出

②～⑤の場合



行為着手

事前協議及び届出・認定の提出書類

景観法第16条に基づく届出及び第63条に基づく認定は、工事着手の30日前までに提出が必要です。事前協議はこれらの手続きに先立って行う必要があるため、対象となる案件はなるべく早く申し込みを行ってください。

手続き	事前協議		法手続		備考(様式、記載する事項等)
	都市景観アドバイザー	都市景観審議会	景観法第16条に基づく届出	景観法第63条に基づく認定	
対象地区又は規模	②、③、⑤	①、④	②～⑤	①	
申請書	事前協議申込書※1	事前協議申込書※1	届出書※2	認定申請書※3	※1は様式第1、※2は大規模建築物等は第9号様式、景観形成地区内は第8号様、※3は様式第二
チェックリスト	○	○	○	○	
委任状	○	○	○	○	(任意書式)
案内図	○	○	○	○	道路、目標となる地物、隣接する土地の建築物の位置を明示したもの
配置図	○	○	○	○	申請に係る建築物又は工作物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置を明示したもの
各階平面図	○	○	○	○	
着色立面図	○	○	○	○	原則として全方向
外構計画図	○	○	○	○	舗装、垣・柵、植栽等を明示したもの
現況写真(カラー)	○	○	○	○	敷地及び周囲の状況がわかるもの、複数の方向から撮影
その他の参考図書	○	○	必要に応じて	○	パース、景観シミュレーション図等
建築等計画概要書	-	-	-	○(1部)	案内図、配置図、着色立面図を添付
模型	必要に応じて	必要に応じて	-	-	景観上特に必要な場合
部数	正本1部、副本1部 追加*: 副本5部	正本1部、副本1部 追加*: 副本15部	正本1部 副本1部	正本1部 副本1部	※後日追加で提出が必要です。詳細は事務局にご確認ください。

・対象地区又は規模は、左記のフローチャートによる①～⑤をご参照ください。
 ・図面はA3版、縮尺は案内図は1/2,500程度、配置図・平面図・立面図・外構計画図は1/100程度としますが、敷地や建築物の規模、形状等により用紙に入らない場合は、必要な記載事項を適切に表記できる程度の縮尺としてください。

完了検査の提出書類

工事完了後は現地にて完了検査を行いますので、次の書類を提出してください。

書式名	完了時の提出書類		記載する事項
	景観法第16条に基づく届出	景観法第63条に基づく認定	
行為完了届	○	○	
案内図	○	○	
配置図	○	○	
着色立面図			原則として全方向
完了写真	○	○	建物及び外構の状況がわかるもの
部数	正本1部	正本1部	